

市制 120年の絆

第2回

～市制施行当時の四日市市～

明治30年8月1日、全国で45番目に市制が施行された四日市市。当時の四日市市の人口は2万5千人余り、面積は9.65km²（現在の中部・橋北地区全域と海蔵・常磐地区の一部）でした。まだ着物姿の人も多く、人力車が活躍していた時代に、旧四日市町から四日市市へと変わりました。

ちょうど明治30年には、稲葉三右衛門の尽力によって完成した四日市

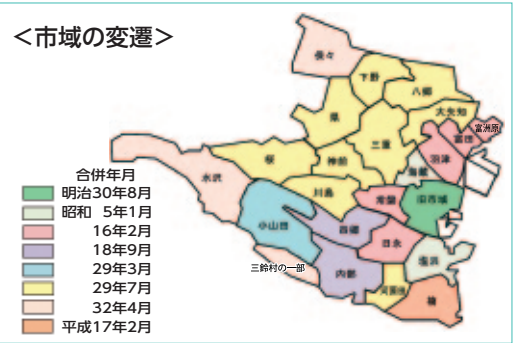
四日市市は平成29年8月1日に市制120年を迎えます。本市の歴史を振り返り、市への誇りや愛着を持って未来への展望を一緒に考えてみませんか。

港が特別輸出入港に指定され、海外との貿易が可能となりました。こうした港の整備や工業の発展、関西鉄道の開通など、交通機関の発達によって、本市は急速な発展を続けました。

当時、すでに市長や市議会議員の選挙も行われていましたが、選挙権は25歳以上の男性で地租（現在の固定資産税）を一定額以上取めていることが条件とされるなど、有権者は制限されたものでした。

120年を経て本市は大きく変貌を

<市域の変遷>



遂げています。9月上旬号では、その歩みをご紹介します。

問い合わせ先
政策推進課
(☎354-8112 FAX354-3974)

バリアのないまちを目指して

第3回

ご存じのとおり、「盲導犬」は、目の不自由な人が安全に歩くためのお手伝いをします。このように、障害のある人を助ける犬は、「補助犬」と呼ばれています。

「聴導犬」は、耳の不自由な人に生活の中で必要な音を教えます。例えば、玄関のチャイムの音や車のクラクションなどを聞き分けて知らせます。

また、「介助犬」は、手や足に障害がある人の日常生活動作をサポートする補助犬です。ドアの開閉、携

平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。バリア（障壁）がなく、誰もが暮らしやすいまちを目指す取り組みを紹介します。

帯電話やテレビのリモコンなどを手元に持ってくる、車いすを引く、といったことをします。また、指先に力が入りにくい人のためにペットボトルを開けたり、割箸を割ったりする動作の介助もしたりします。

補助犬は、生後間もなくから特別な訓練を受け、公共の場で吠えたり、人や物に噛みついたりすることはありません。また、補助犬と行動を共にする人には、行動管理や衛生管理を行うことが法律で定められており、公共交通機関や公共施設のほか、ホテルやレストラン、病院など、民間施設への同伴が認められています。

補助犬はペットではなく、身体に障害のある人にとって、目や耳となり、手助けをしてくれる大切なパートナーです。

誰もが暮らしやすいまちの実現のため、障害のある人と補助犬とが、いつでもどこでも共に行動できるよう、周囲の人が配慮しましょう。



補助犬への理解を求めるステッカー

問い合わせ先
障害福祉課
(☎354-8527 FAX354-3016)

『こんなとき、どうすれば?』 まずは一度ご相談ください!

交通事故
保険会社の提示にそのままはんこ押していいのでしょうか?

離婚
本人同士では感情的になってしまい話し合いができません

借金
ずっと返済をしているのに全然借金が減りません

その他
貸金、建物明渡し、法律顧問などなど

相続
遺産分割のことで親族間でもめており、気が重いです

お一人お一人、私が丁寧に対応します!

土曜日や夜間も対応可(要予約)

お気軽にお電話ください!

尾市法律事務所
弁護士 尾市淳二 (三重弁護士会所属)

(財)日弁連交通事故相談センター三重県支部相談員・鈴鹿市役所市民法律相談担当弁護士 西日市市浜田町5番27号第3加藤ビル5F (1F:JT6が入ったビル)

交通事故被害者相談・借金問題のご相談は無料です
◆一般法律相談料(初回)30分 5,400円(税込)◆

《予約制》☎059-350-2080

近鉄四日市駅から徒歩1分! (東口) 徒歩1分!

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。